

警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程

昭和 45 年 9 月 1 日
公安委員会訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則（昭和 45 年兵庫県公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、見舞金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の申請)

第 2 条 協力援助者は（規則第 1 条に規定する者をいう。以下同じ。）が規則第 2 条の規定により、災害を受け、見舞金の支給を受けるべきものと認められる場合は、次に掲げる者が、協力援助者災害見舞金支給申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により、警察本部長（以下「本部長」という。）を経て、公安委員会に見舞金の支給を申請しなければならない。

(1) 警察官の職務に直接協力援助した場合にあっては、協力援助を受けた警察官の所属する部署の長

(2) 警察官がその場にはいない場合に、自ら、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪の現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たった者又は同条第 2 項に規定する人命の救助に当たった者の場合にあっては、逮捕又は救助に当たった場所を管轄する警察署長 2 申請書には、次に掲げる書類及び資料を添付するものとする。

(1) 協力援助者が死亡した場合

ア 死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 見舞金の支給を受けようとする者の本籍、氏名及び協力援助者との続柄を明らかにした市区町村長の証明書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本

ウ 見舞金の支給を受けようとする者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を認めることのできる書類

エ 見舞金の支給を受けようとする者が、配偶者（ウに該当する者を含む。）以外の人であるときは、先順位者がないことを証明する書類及び協力援助者の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

オ その他本部長が必要と認める書類

(2) 協力援助者が重度心身障害となった場合

ア 重度心身障害の程度が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施

行 令（昭和 27 年政令第 429 号）別表第 2 の第 8 級以上の障害に該当する旨の医師
の診 断証明書

イ その他本部長が必要と認める書類

（見舞金の額）

第 3 条 規則第 2 条に規定する見舞金の額は、次の表のとおりとする。

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-----------------|--------------------|--|
| 死 亡 | 9 5 0 , 0 0 0 円 | |
| 障 害 の 程 度 | 第 1 級から 第 4 級まで | 功 労 の 程 度 に よ り に よ り 2 5 万 円 以 内 の 範 囲 に お い て 増 額 す る こ と が で き る。 |
| | 第 5 級及び 第 6 級 | |
| | 第 7 級及び 第 8 級 | |
| | 3 0 0 , 0 0 0 円 | |

（見舞金の支給）

第 4 条 公安委員会は、見舞金の支給の申請を受け、規則第 3 条の規定によりその支給を
決 定 したときは、協力援助者災害見舞金支給決定通知書（様式第 2 号）により本部長を
通 じ、 当 該 申 請 に 係 る 所 属 長 に 通 知 す る も の と す る。

2 前項の通知を受けた所属長は、見舞金を受けることのできる者にその旨を通知しなけ
れ ば な ら ない。

3 見舞金の支給は、本部長を通じて行う。

（簿冊の備付）

第 5 条 警務部警務課長は、協力援助者災害見舞金支給原簿（様式第 3 号）を備え、見舞
金 の 支 給 状 況 を 明 ら か に し て お か な け れ ば な ら ない。

附 則

この規程は、昭和 45 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 9 日公安委員会訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 12 月 28 日公安委員会訓令第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 1 月 17 日公安委員会訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 61 年 1 月 17 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金の支給事務取扱規程の
規定は、昭和 60 年 10 月 1 日以降見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前
に見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 4 月 15 日公安委員会訓令第 2 号）

この訓令は、平成 5 年 4 月 15 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 1 号）

1 この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 7 年 8 月 8 日公安委員会訓令第 8 号）

この訓令は、平成 7 年 8 月 8 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。